

利益相反ポリシー

崇城大学は、「産学官連携ポリシー」に掲げている通り、教育と研究さらにはそれらの成果に基づく社会連携を大学の使命として位置づけ、積極的に取り組んでいる。

とりわけ企業との連携が推進していくことにより、企業との関係によって有する利益や責任と、大学において果たすべき責任とが、衝突しているように見える状況があり、その状況を利益相反と言われている。

このような状況に関して、大学が教育や研究への信頼を損なわないよう、研究が円滑に促進されることを目的として、「利益相反ポリシー」を定めます。

1. 利益相反の定義

本学では、利益相反を「産学官連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう」と定義する。

上記の定義は、教職員等が兼業活動により企業等に対して負う職務遂行責任と、本学における職務遂行責任が両立しえない「責務相反」と教職員等または本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する「狭義の利益相反」、さらに教職員等個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学における教育・研究等の責任が相反する「個人としての利益相反」を含むものとします。

2. 利益相反ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、本学の下記教職員等とします。

- ア 学長、副学長
- イ 専任教員、助手、技師、技師補、技術員、特任教授
- ウ 専任職員および常勤嘱託職員

3. 利益相反マネジメント体制

本学は、全学的な利益相反に関する審議機関として、利益相反委員会を設置し、以下の内容に関する必要事項を審議し、決定する。

- 1) 利益相反に関する基本方針、利益相反規程および関係規約の制定および改廃について審議すること。
- 2) 利益相反に関する個別案件の審査、調査および改善要請に関すること。
- 3) 利益相反に関する啓発活動に関すること。
- 4) その他利益相反マネジメントに関すること。